

取手政治倫理審査会調査依頼書(案)の送付について

Subject: 取手政治倫理審査会調査依頼書(案)の送付について

From: 総務課 <soumu@city.toride.ibaraki.jp>

Date: 2021/11/25 11:33

To: 高久匡志

取手市政治倫理審査会会長 高久 様

平素よりお世話になっております。

取手市総務課の山本です。

標記の件につきまして、別添のとおり送らせていただきますので、

御確認の程よろしくお願いいたします。

なお、調査の協力を依頼させていただくにあたり、前回会議の調査項目に事務局にて調整を行った文言となっております。

万一、前回会議の項目の主旨に反するようなものがあれば、ご指摘いただければ幸いです。

また、お忙しい中大変申し訳ありませんが、調査に係る回答の期限を12月6日(月)としていることから、できる限りでかまいませんので早めのご回答をお願いします。

取手市役所総務部総務課 山本
〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地
TEL 0297-74-2141 内線1125
FAX 0297-73-5995

—添付ファイル:—

調査依頼書(案).docx

19.5 KB

取政倫審発第 号
令和3年11月 日

取手新時代をひらく会

代表者 藤井信吾様
会計責任者 榊井好様

取手市政治倫理審査会
会長 高久匡志

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について

標記の件につきまして、現在、取手市政治倫理条例第14条第1項の規定に基づく調査請求が提出されており、現在、当審査会において調査を行っています。

この調査に関し確認の必要が生じていることから、下記の事項につきまして、同条例第11条第2項の規定に基づく必要な調査として、貴団体に本文書をもって確認させていただきます。

御多用の折、また期間が短く誠に恐縮ですが、令和3年12月6日（月・必着）までに、文書にて当審査会まで御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この調査に対する回答は義務ではありませんが、審査会の審査に必要な範囲で行っているものであり、審査会として判断するために必要な調査ですので、できる限り御協力ください。

参考となる条文を添付させていただきますとともに、本調査に対し確認されたい事項等がありましたら、末尾連絡先まで御連絡ください。

記

- 1 政治資金規正法に基づいて貴団体が作成し、貴団体の会計責任者から茨城県選挙管理委員会に報告されています「平成29年分」及び「令和元年分」の政治資金に係る「収支報告書」において、XXXXXXXXXX氏から金銭の寄附を受けた旨が平成29年分において1件（平成XXXX年XX月XX日 XXXXXX円）、令和元年分において合計2件（平成XXXX年XX月XX日 XXXXXX円、令和XX年XX月XX日 XXXXXX円）の計 XXXXXX円）記載されています。

この■■■■氏の住所について、いずれも■■■■氏が代表取締役を務める株式会社の住所と同一の住所が記載されていますが、貴団体として、この寄附金については、■■■■氏個人からの寄附として受けた認識ですか。それとも、■■■■氏が代表取締役を務める株式会社からの寄附として受けた認識ですか。

- 2 ■■■■氏から寄附金を受領した際、上記3件の寄附者の住所について、それぞれどのように■■■■氏から確認しましたか。また、寄附の申出や寄附金の受領に関する書類の作成者・記載者は、貴団体と■■■■氏のどちらですか。
- 3 ■■■■氏から受領した寄附金の内容を貴団体の政治資金収支報告書に記載した際、何をもとにして■■■■氏の住所を記載しましたか。
- 4 上記3件の寄附に係る税法上の寄附金税額控除に係る控除証明書を貴団体として交付していますか。交付している場合には■■■■氏に交付した控除証明書の控えを、交付していない場合には■■■■氏からの寄附の受領に関する書類（台帳等）の写しを御提出ください。
- 5 ■■■■氏から寄附を受けた経緯をお教えてください。

<問い合わせ先>

総務課 担当：松崎，山本，沖瀨

TEL：0297-74-2141 内線 1125

FAX：0297-73-5995

E-mail：soumu@city.toride.ibaraki.jp

(参考条文) 取手市政治倫理条例 一部抜粋

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 政治倫理確立のため必要な事項の調査、資産等報告書等の審査その他の処理を行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、取手市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市民から第14条の規定による調査請求があった場合は、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

(3から8まで 略)

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあつては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に対し、調査を請求することができる。

(1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。

(2) 市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。

(3) 市長等又は議員が第19条第1項の規定に違反する疑いがあるとき。

取政倫審発第 号
令和3年11月 日

茨城県南水道企業団
企業長 藤井信吾様

取手市政治倫理審査会
会長 高久匡志

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について

標記の件につきまして、現在、取手市政治倫理条例第14条第1項の規定に基づく調査請求が提出されており、現在、当審査会において調査を行っています。

この調査に関し確認の必要が生じていることから、下記の事項につきまして、同条例第11条第2項の規定に基づく必要な調査として、貴企業団に本文書をもって確認させていただきます。

御多用の折、また期間が短く誠に恐縮ですが、令和3年12月6日（月・必着）までに、文書にて当審査会まで御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この調査に対する回答は義務ではありませんが、審査会の審査に必要な範囲で行っているものであり、審査会として判断するために必要な調査ですので、できる限り御協力ください。

参考となる条文を添付させていただきますとともに、本調査に対し確認されたい事項等がありましたら、裏面連絡先まで御連絡ください。

記

- 1 貴企業団が執行する指名競争入札における業者選定において、企業長は選定過程に関与していますか。また、選定過程に関与している場合には、どのような形で関与していますか。
- 2 貴企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、誰になりますか。
- 3 上記1・2について、その御回答を裏付ける資料の写しを御提出ください。

<問い合わせ先>

総務課 担当：松崎，山本，沖淵

TEL：0297-74-2141 内線1125

FAX：0297-73-5995

E-mail：soumu@city.toride.ibaraki.jp

(参考条文) 取手市政治倫理条例 一部抜粋

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 政治倫理確立のため必要な事項の調査，資産等報告書等の審査その他の処理を行うため，法第138条の4第3項の規定に基づき，取手市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は，市民から第14条の規定による調査請求があった場合は，市長等及び議員から事情を聴き，若しくは資料の提出を求め，又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

(3から8まで 略)

(市民の調査請求権)

第14条 市民は，次に掲げる場合にあつては，これを証する資料等を添え，市長等に係るものについては市長に，議員に係るものについては市議会議長（以下「議長」という。）に対し，調査を請求することができる。

(1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。

(2) 市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。

(3) 市長等又は議員が第19条第1項の規定に違反する疑いがあるとき。

取 政 倫 審 発 第 号
令 和 3 年 1 1 月 日

株式会社
代表取締役 様

取手市政治倫理審査会
会長 高 久 匡 志

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について

標記の件につきまして、現在、取手市政治倫理条例第14条第1項の規定に基づく調査請求が提出されており、現在、当審査会において調査を行っています。

この調査に関し確認の必要が生じていることから、下記の事項につきまして、同条例第11条第2項の規定に基づく必要な調査として、貴社に本文書をもって確認させていただきます。

御多用の折、また期間が短く誠に恐縮ですが、令和3年12月6日（月・必着）までに、文書にて当審査会まで御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この調査に対する回答は義務ではありませんが、審査会の審査に必要な範囲で行っているものであり、審査会として判断するために必要な調査ですので、できる限り御協力ください。

参考となる条文を添付させていただきますとともに、本調査に対し確認されたい事項等がありましたら、末尾連絡先まで御連絡ください。

記

- 1 政治資金規正法に基づいて「取手新時代をひらく会」（代表者：藤井信吾取手市長）が作成し、茨城県選挙管理委員会に提出されています「平成29年分」及び「令和元年分」の政治資金に係る「収支報告書」において、貴社代表取締役である 氏が取手新時代をひらく会に金銭の寄附を行った旨が、平成29年分において1件（平成 年 月 日 円）、令和元年分において合計2件（平成 年 月 日 円、令和 年 月 日 円の計 円）記載されています。

この■■■■氏の住所について、いずれも■■■■氏が代表取締役を務める貴社の住所が記載されていますが、この寄附について、貴社において会計処理を行っていますか。

- 2 上記寄附年月日（平成■■■■年■■■■月■■■■日・平成■■■■年■■■■月■■■■日・令和■■■■年■■■■月■■■■日）の属する決算書の写しを御提出ください。また、決算において寄附を処理している場合には、当該寄附の明細又は元帳の写しをあわせて御提出ください。

<問い合わせ先>

総務課 担当：松崎，山本，沖淵

TEL：0297-74-2141 内線 1125

FAX：0297-73-5995

E-mail：soumu@city.toride.ibaraki.jp

（参考条文）取手市政治倫理条例 一部抜粋

（取手市政治倫理審査会の設置）

第11条 政治倫理確立のため必要な事項の調査、資産等報告書等の審査その他の処理を行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、取手市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市民から第14条の規定による調査請求があつた場合は、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

（3から8まで 略）

（市民の調査請求権）

第14条 市民は、次に掲げる場合にあつては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては市議会議長（以下「議長」という。）に対し、調査を請求することができる。

- （1）閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。
- （2）市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- （3）市長等又は議員が第19条第1項の規定に違反する疑いがあるとき。

取政倫審発第 号
令和3年11月 日

様

取手市政治倫理審査会
会長 高久匡志

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について

標記の件につきまして、現在、取手市政治倫理条例第14条第1項の規定に基づく調査請求が提出されており、現在、当審査会において調査を行っています。

この調査に関し確認の必要が生じていることから、下記の事項につきまして、同条例第11条第2項の規定に基づく必要な調査として、貴殿に本文書をもって確認させていただきます。

御多用の折、また期間が短く誠に恐縮ですが、令和3年12月6日（月・必着）までに、文書にて当審査会まで御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この調査に対する回答は義務ではありませんが、審査会の審査に必要な範囲で行っているものであり、審査会として判断するために必要な調査ですので、できる限り御協力ください。

参考となる条文を添付させていただきますとともに、本調査に対し確認されたい事項等がありましたら、末尾連絡先まで御連絡ください。

記

- 1 政治資金規正法に基づいて「取手新時代をひらく会」（代表者：藤井信吾取手市長）が作成し、茨城県選挙管理委員会に提出されています「平成29年分」及び「令和元年分」の政治資金に係る「収支報告書」において、貴殿が取手新時代をひらく会に金銭の寄附を行った旨が、平成29年分において1件（平成 年 月 日 円）、令和元年分において合計2件（平成 年 月 日 円、令和 年 月 日 円の計 円）記載されています。

この寄附における貴殿の住所について、いずれも貴殿が代表取締役を務める「XXXXXXXXXX株式会社」の住所が記載されておりますが、この寄附については、貴殿個人又は会社のいずれによるものですか。

- 2 貴殿が寄附をした際、上記3件の寄附者である貴殿の住所を、それぞれどのように取手新時代をひらく会にお伝えしましたか。
- 3 上記3件の寄附に当たって、寄附申出書など、貴殿の側で住所・氏名等を記載した書類を作成しましたか。作成している場合にはその控えの写しを提出願います。
- 4 貴殿の実質的な居住地は、住所地又は会社所在地のどちらですか。
- 5 差し支えない範囲で、取手新時代をひらく会に寄附を行った趣旨、及び寄附金の支出元（どなたの資産からの寄附支出であったか）をお教えてください。
- 6 この寄附金について、確定申告（寄附金控除の申告）はされましたか。
この寄附金控除の確定申告を行っている場合には、寄附金控除に係る書類の控えの写しを御提出ください。

<問い合わせ先>

総務課 担当：松崎，山本，沖淵

TEL：0297-74-2141 内線 1125

FAX：0297-73-5995

E-mail：soumu@city.toride.ibaraki.jp

(参考条文) 取手市政治倫理条例 一部抜粋

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 政治倫理確立のため必要な事項の調査、資産等報告書等の審査その他の処理を行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、取手市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市民から第14条の規定による調査請求があつた場合は、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

(3から8まで 略)

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあつては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に対し、調査を請求することができる。

- (1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。
- (2) 市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (3) 市長等又は議員が第19条第1項の規定に違反する疑いがあるとき。